

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 29日

尼崎市長 殿

提出者



住所 兵庫県尼崎市神崎町33-1

氏名 関西ペイント株式会社  
事業所長 富田 真司

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6499-4861

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称 関西ペイント株式会社 尼崎事業所

事業場の所在地 兵庫県尼崎市神崎町33-1

計画期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類 1 6 4 4 塗料製造業

②事業の規模 製造品出荷額 4,958,591万円 (令和3年度実績)

③従業員数 327人 (令和4年4月末時点)

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程 「別紙 1 参照」

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

「別紙 2 参照」

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	排出量	478 t	t
	(これまでに実施した取組) 自社処理を行い減量回収する特別管理産業廃棄物の排出量は前年度より増量となっていますが、再生後に回収される再生溶剤の量もそれに伴い増加しました。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	排出量	470 t	t
	(今後実施する予定の取組) 尼崎事業所、令和3年度実績の1%以上削減する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類は、廃塗料・廃溶剤です。 廃溶剤は、蒸留処理をして再生溶剤にリサイクル化。 廃塗料は、廃油処理装置にて回収を行い売却。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃塗料・廃溶剤を分別して自社で中間処理を行い再生溶剤として売却をする事で削減する。

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	218 t	t
	（これまでに実施した取組） 自社にて処理をする事で特別管理産業廃棄物の排出量を削減する事が出来た。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	210 t	t
	（今後実施する予定の取組） 自社処理を推進し特別管理産業廃棄物の排出量を削減する。		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
（これまでに実施した取組） 該当無し。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
（今後実施する予定の取組） 該当無し。			

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 該当無し。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 該当無し。		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	全処理委託量	260 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	247 t	t
	再生利用業者への処理委託量	79 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	126 t	t
	（これまでに実施した取組） 自社にて蒸留処理をすることで、 廃溶剤・廃塗料の排出量削減を推進した。		

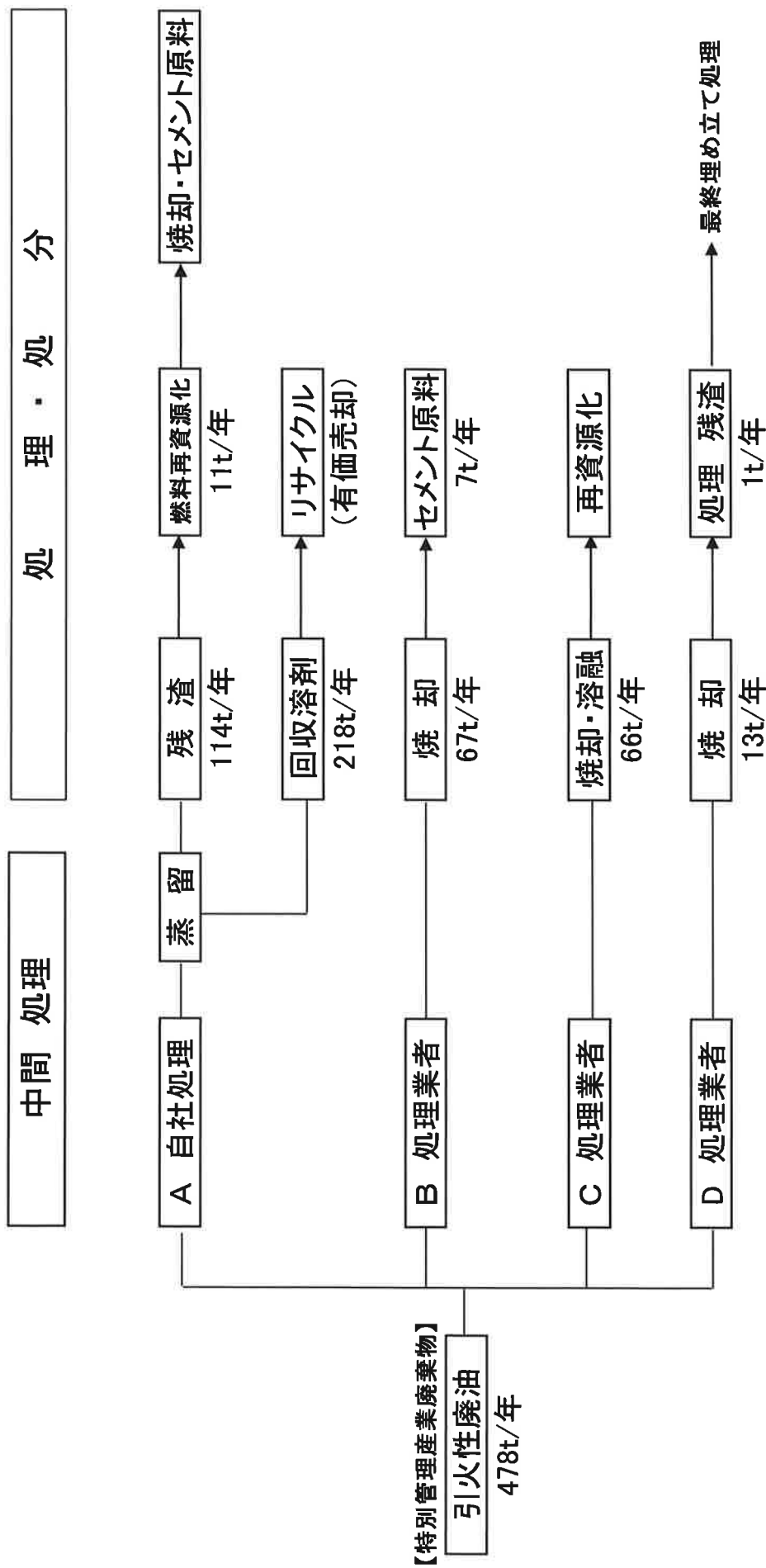
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	
	全処理委託量	250 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	240 t	t
	再生利用業者への処理委託量	70 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	120 t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>今後も分別して廃溶剤・廃塗料の中間処理を行い排出量の削減を目指す。</p>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 3年度実績）】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	478	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>電子マニフェストの運用は令和元年12月より開始。</p>		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者については、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

「別紙1」 ④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程







# 「別紙2」 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

	統括責任者	尼崎事業所長
	廃棄物担当	事務部・安全環境グループ
役割	EM委員会	委員長:事業所長 委員:関連部門部課長 事務局:安全環境グループ次長 ◎廃棄物の発生抑制、再生利用、ゼロエミッション等で必要な事項の検討
	産業廃棄物処理責任者	事務部・安全環境グループ次長 特別管理産業廃棄物管理責任者 ◎廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ◎処理施設の維持管理状況の把握 ◎従業員及び関連会社に対する教育・啓発 ◎処理業者の調査、選定・契約及び管理 ◎マニフェストの交付管理 監督官庁への各種報告 その他関連する事項

## 廃棄物管理体制

